

## 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」料金表

令和4年10月改定分

対象事業所 橿原市：あすならホーム畝傍  
 桜井市：あすならホーム桜井  
 天理市：あすならホーム山の辺

上記事業所の地域区分は「7級地」で1単位あたりの単価は 10.21円

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（Ⅰ）

#### 【基本サービス 定額報酬（1ヶ月）】

##### ①訪問看護サービスを行わない場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	5,697単位	58,166円	5,817円	11,634円	17,450円
要介護2	10,168単位	103,815円	10,382円	20,763円	31,145円
要介護3	16,883単位	172,375円	17,238円	34,475円	51,713円
要介護4	21,357単位	218,054円	21,806円	43,611円	65,417円
要介護5	25,829単位	263,714円	26,372円	52,743円	79,115円

##### ②看護師が訪問看護サービスを行う場合

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	8,312単位	84,865円	8,487円	16,973円	25,460円
要介護2	12,985単位	132,576円	13,258円	26,516円	39,773円
要介護3	19,821単位	202,372円	20,238円	40,475円	60,712円
要介護4	24,434単位	249,471円	24,948円	49,895円	74,842円
要介護5	29,601単位	302,226円	30,223円	60,446円	90,668円

##### ③准看護師が訪問看護サービスを行う場合 …看護師が訪問した場合の98/100

要介護度区分	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
要介護1	8,146単位	83,170円	8,317円	16,634円	24,951円
要介護2	12,725単位	129,922円	12,993円	25,985円	38,977円
要介護3	19,425単位	198,329円	19,833円	39,666円	59,499円
要介護4	23,945単位	244,478円	24,448円	48,896円	73,344円
要介護5	29,009単位	296,181円	29,619円	59,237円	88,855円

※短期入所系サービスを利用された場合は、基本報酬の単位数を日割りで計算します。

※月途中からの利用開始、又は月途中での利用終了の場合、所定単位数を日割り計算して算出します。

※利用者の主治医より、利用者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護（医療保険の給付対象）を行う必要がある旨の指示があった場合、その指示日から14日間に限って、「訪問看護サービスを行わない場合」の所定単位数を算定します。

#### 【加算サービス】

加算サービスの種類	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
緊急時訪問看護加算/1月につき	315単位	3,216円	322円	644円	965円
特別管理加算（Ⅰ）/1月につき	500単位	5,105円	511円	1,021円	1,532円
特別管理加算（Ⅱ）/1月につき	250単位	2,552円	256円	511円	766円
ターミナルケア加算/死亡月	2,000単位	20,420円	2,042円	4,084円	6,126円
初期加算/1日につき	30単位	306円	31円	62円	92円
退院時共同指導加算/1回につき	600単位	6,126円	613円	1,226円	1,838円
総合マネジメント体制強化加算/1月につき	1,000単位	10,210円	1,021円	2,042円	3,063円

生活機能向上連携加算（Ⅰ）/1月につき	100単位	1,021円	103円	205円	307円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）/1月につき	200単位	2,042円	205円	409円	613円
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/1月につき	90単位	918円	92円	184円	276円
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/1月につき	120単位	1,225円	123円	245円	368円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	750単位	7,657円	766円	1,532円	2,298円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	640単位	6,534円	654円	1,307円	1,961円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）/1月につき	350単位	3,573円	358円	715円	1,072円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

どの加算を適用するかについては個別に説明させていただきます。

### 【減算】

（デイサービスを利用した場合は、1日につき以下の単位数を減算します）

減算項目	単位数	利用金額	自己負担金額		
			1割	2割	3割
訪問看護サービスを行った場合 要介護1	91単位	929円	93円	186円	279円
訪問看護サービスを行った場合 要介護2	141単位	1,439円	144円	288円	432円
訪問看護サービスを行った場合 要介護3	216単位	2,205円	221円	441円	662円
訪問看護サービスを行った場合 要介護4	266単位	2,715円	272円	543円	815円
訪問看護サービスを行った場合 要介護5	322単位	3,287円	329円	658円	987円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護1	62単位	633円	64円	127円	190円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護2	111単位	1,133円	114円	227円	340円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護3	184単位	1,878円	188円	376円	564円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護4	233単位	2,378円	238円	476円	714円
訪問看護サービスを行わない場合 要介護5	281単位	2,869円	287円	574円	861円

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に13.7%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に6.3%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に4.2%を乗じた単位数
介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数に2.4%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算…2022年10月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算と介護職員等ベースアップ等支援加算が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅰ）の場合…所定単位数に22.4%（13.7%+2.4%+6.3%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算が（Ⅱ）の場合…所定単位数に20.3%（13.7%+2.4%+4.2%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

- ・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。
- ・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。